

令和3年度(2021年度) 随意契約一覧表

	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由
1	緊急再就職訓練(長期高度人材育成コース) 「介護福祉士養成科 13期」業務の委託 (室蘭市 4月10日開始)	令和2年4月9日	室蘭市母恋北町1丁目5-11 学校法人 北斗文化学園	4,320,000	理由:当該業務を実施するために必要な選考基準を満たしているため。 根拠:地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
2	緊急再就職訓練(長期高度人材育成コース) 「保育士養成科 12期」業務の委託 (室蘭市 4月10日開始)	令和2年4月9日	室蘭市母恋北町1丁目5-11 学校法人 北斗文化学園	19,440,000	理由:当該業務を実施するために必要な選考基準を満たしているため。 根拠:地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
3	緊急再就職訓練(長期高度人材育成コース) 「調理師養成科 3期」業務の委託 (室蘭市 4月10日開始)	令和2年4月9日	室蘭市母恋北町1丁目5-11 学校法人 北斗文化学園	5,400,000	理由:当該業務を実施するために必要な選考基準を満たしているため。 根拠:地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
4	緊急再就職訓練(長期高度人材育成コース) 「電気工学科 3期」業務の委託 (登別市 4月6日開始)	令和2年4月3日	学校法人 片柳学園 東京都大田区西蒲田5丁目23-22	4,472,000	理由:当該業務を実施するために必要な選考基準を満たしているため。 根拠:地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
5	緊急再就職訓練(長期高度人材育成コース) 「情報処理科 2期」業務の委託 (登別市 4月6日開始)	令和2年4月3日	学校法人 片柳学園 東京都大田区西蒲田5丁目23-22	8,944,000	理由:当該業務を実施するために必要な選考基準を満たしているため。 根拠:地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
6	緊急再就職訓練(知識等習得コース) 「介護実務者研修①業務」の委託 (室蘭市 4月21日開始)	令和3年4月19日	室蘭市母恋北町1丁目5-11 学校法人 北斗文化学園	5,544,000	理由:当該業務を実施するために必要な選考基準を満たしているため。 根拠:地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
7	緊急再就職訓練(知識等習得コース) 「OAビジネス科①業務」の委託 (登別市 4月23日開始)	令和3年4月19日	登別市青葉町42番地13 職業訓練法人 登別職業訓練協会	1,650,000	理由:当該業務を実施するために必要な選考基準を満たしているため。 根拠:地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
8	緊急再就職訓練(知識等習得コース) 「情報システム科①業務」の委託 (登別市 5月24日開始)	令和3年5月19日	登別市青葉町42番地13 職業訓練法人 登別職業訓練協会	4,389,000	理由:当該業務を実施するために必要な選考基準を満たしているため。 根拠:地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
9	緊急再就職訓練(知識等習得コース) 「OA基礎科①業務」の委託 (室蘭市 6月10日開始)	令和3年6月7日	室蘭市中央町2-8-10 特定非営利活動法人 ぐるぐるネット	1,848,000	理由:当該業務を実施するために必要な選考基準を満たしているため。 根拠:地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
10	緊急再就職訓練(知識等習得コース) 「医療介護事務科①業務」の委託 (登別市 6月25日開始)	令和3年6月18日	登別市青葉町42番地13 職業訓練法人 登別職業訓練協会	2,079,000	理由:当該業務を実施するために必要な選考基準を満たしているため。 根拠:地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
11	緊急再就職訓練(知識等習得コース) 「OAビジネス科②業務」の委託 (登別市 8月26日開始)	令和3年8月20日	登別市青葉町42番地13 職業訓練法人 登別職業訓練協会	1,848,000	理由:当該業務を実施するために必要な選考基準を満たしているため。 根拠:地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
12	緊急再就職訓練(知識等習得コース) 「情報システム科②業務」の委託 (登別市 9月9日開始)	令和3年9月3日	登別市青葉町42番地13 職業訓練法人 登別職業訓練協会	2,772,000	理由:当該業務を実施するために必要な選考基準を満たしているため。 根拠:地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
13	緊急再就職訓練(知識等習得コース) 「介護実務者研修②業務」の委託 (室蘭市 9月15日開始)	令和3年9月14日	室蘭市母恋北町1丁目5-11 学校法人 北斗文化学園	5,082,000	理由:当該業務を実施するために必要な選考基準を満たしているため。 根拠:地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
14	緊急再就職訓練(知識等習得コース) 「OA基礎科②業務」の委託 (室蘭市 10月1日開始)	令和3年9月24日	室蘭市中央町2-8-10 特定非営利活動法人 ぐるぐるネット	1,386,000	理由:当該業務を実施するために必要な選考基準を満たしているため。 根拠:地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
15	緊急再就職訓練(知識等習得コース) 「医療介護事務科②業務」の委託 (登別市 10月21日開始)	令和3年10月15日	登別市青葉町42番地13 職業訓練法人 登別職業訓練協会	2,079,000	理由:当該業務を実施するために必要な選考基準を満たしているため。 根拠:地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
16	緊急再就職訓練(知識等習得コース) 「OAビジネス科③業務」の委託 (登別市 12月9日開始)	令和3年12月2日	登別市青葉町42番地13 職業訓練法人 登別職業訓練協会	2,541,000	理由:当該業務を実施するために必要な選考基準を満たしているため。 根拠:地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)
17	緊急再就職訓練(知識等習得コース) 「情報システム科③業務」の委託 (登別市 12月15日開始)	令和3年12月8日	登別市青葉町42番地13 職業訓練法人 登別職業訓練協会	2,541,000	理由:当該業務を実施するために必要な選考基準を満たしているため。 根拠:地方自治法施行例第167条の2第1項第2号、北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)